**特定労務管理対象機関の指定に係る審査基準**

　良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和３年法律第49号）第３条の規定による改正後の医療法第113条第１項等の規定により、都道府県知事は、医師をやむを得ず長時間の業務に従事させる必要がある病院又は診療所を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定労務管理対象機関として指定することができるとされており、その指定に係る審査基準は以下のとおりである。

| 法令の定め | 審査基準 |
| --- | --- |
| **特定地域医療提供機関（B水準）****■医療法第113条**都道府県知事は、当分の間、次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関として指定することができる。　一　救急医療　二　居宅等における医療　三　地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療２から７（略）**■医療法施行規則第80条**法第113条第1項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる病院又は診療所について、それぞれ当該各号に掲げる業務であって、当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が一年について960時間を超える必要があると認められるものとする。　一　救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣が定めるもの　救急の提供に係る業務二　居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所　居宅等における医療の提供に係る業務　三　地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた病院又は診療所　当該機能に係る業務**■厚生労働省告示**（令和4年1月19日　告示第9号）　医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第80条第１号の規定に基づき救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。　一　医療計画(医療法(昭和23年法律第205号)第30条の４第１項に規定する医療計画をいう。次号において同じ。)において三次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所　二　医療計画において二次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすもの　　イ　年間の救急車の受入件数が千件以上であること又は当該病院若しくは診療所が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間五百人以上であること。　　ロ　医療法第30条の４第２項第４号又は第５号の事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。【再掲】**■医療法第113条**都道府県知事は、当分の間、次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関として指定することができる。　一・二　（略）　三　地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療**■医療法施行規則第80条**法第113条第1項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる病院又は診療所について、それぞれ当該各号に掲げる業務であって、当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が一年について960時間を超える必要があると認められるものとする。　一・二　（略）　三　地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた病院又は診療所　当該機能に係る業務**連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）****■医療法第118条**都道府県知事は、当分の間、他の病院又は診療所に厚生労働省令の定めるところにより医師の派遣（医療提供体制の確保のために必要と認められるものに限る。）を行うことによつて当該派遣をされる医師の労働時間がやむを得ず長時間となる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、連携型特定地域医療提供機関として指定することができる。２（略）**■医療法施行規則第87条**法第118条第1項の医師の派遣は、当該病院又は診療所の管理者の指示により行われるものその他の当該病院又は診療所の管理者が医療提供体制確保のために必要と認めたものであって、当該派遣を行うことによって当該派遣をされる医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められるものとする。**技能向上集中研修機関（C-1水準）****■医療法第119条**都道府県知事は、当分の間、次の各号のいずれかに該当する病院又は診療所であつて、それぞれ当該各号に定める医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、技能向上集中研修機関として指定することができる。　一　医師法第16条の2第1項の都道府県知事の指定する病院　　　同項の臨床研修を受ける医師　二　医師法第16条の11第1項の研修を行う病院又は診療所　　　当該研修を受ける医師2（略）**■医療法施行規則第94条**法第119条第1項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる病院又は診療所の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。　一　医師法第16条の2第1項の都道府県知事の指定する病院　　　同項の臨床研修に係る業務であつて、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に付けるために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が１年について960時間を超える必要があると認められるもの　二　医師法第16条の11第1項の研修を行う病院又は診療所　　　当該研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知見及び技能を修得するために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められるもの**特定高度技能研修機関（C-2水準）****■医療法第120条**都道府県知事は、当分の間、特定分野（医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したものをいう。）における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であつて、当該研修を受ける医師（当該研修を受けることが適当と認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものであつて、当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けたものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定高度技能研修機関として指定することができる。２（略）**■医療法施行規則第101条**法第120条第1項の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる事項を記載した同項の高度な技能を修得するための研修に関する計画（次項において「技能研修計画」という。）が作成された者であつて、当該技能の修得のための研修を受けることが適当であることについて、厚生労働大臣の意見を受けた者であることとする。　一から四（略）２から３（略）４　法第120条第1項の厚生労働省令で定めるものは、同項の高度な技能を修得するための研修に係る業務であつて、当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められるものとする。５（略）**■厚生労働省告示（令和4年2月1日　告示第23号）**改正後の医療法(昭和23年法律第205号)第120条第１項の特定分野は、次に掲げる領域において、高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められる医療の分野とする。　１　内科領域　　２　小児科領域　　３　皮膚科領域 ４　精神科領域５　外科領域 ６　整形外科領域　７　産婦人科領域 ８　眼科領域　９　耳鼻咽喉科領域 10　泌尿器科領域 11　脳神経外科領域　12　放射線科領域 　 13　麻酔科領域 14　病理領域　15　臨床検査領域 16　救急科領域　 17　形成外科領域　18　リハビリテーション科領域 19　総合診療領域 | １．居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所は、次に掲げる医療機関とする。(1)　機能強化型在宅療養支援病院の単独型(2)　機能強化型在宅療養支援診療所の単独型（特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和2年3月5日保医発0305第3号）別添１の「第９」の１の(１)に規定する在宅療養支援診療所及び「第14の２」の１の(１)に規定する在宅療養支援病院）２．厚生労働省告示の二に掲げる要件を満たすものについて、府保健医療計画においては、「二次救急医療機関（救急告示医療機関等）は、医療法第30条の４第２項第５号のイ「救急医療」の事業の確保に重要な役割を担っている」とされていることから、二次救急医療機関については、すべて厚生労働省告示のニのロに定める要件を満たすものとする。３．地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県が認めた病院又は診療所は、次に掲げる医療機関とする。1. 特定機能病院（医療法第４条の２等）
2. 地域医療支援病院（医療法第４条等）
3. 総合又は地域周産期母子医療センター（国が定める周産期医療対策事業実施要綱等）
4. 小児中核病院又は小児地域医療センター（国の「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年3月31日付け医政地発033第３号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。）における「小児医療の体制構築に係る指針」等）
5. 新生児診療相互援助システム（NMCS）の基幹病院、若しくは、産婦人科診療相互援助システム（OGCS）の基幹病院、準基幹病院又は最重症合併症受入協力医療機関
6. 厚生労働大臣が指定する都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院又は小児がん拠点病院（国の「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」）
7. 大阪府精神科救急医療システムに参画し、救急拠点、緊急措置対応又は合併症支援のいずれかに概ね週1回以上、輪番を受け持つ病院
8. 地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅵ要件において、地域医療の確保に必要なものとして、下記アからオのいずれかに該当する医療機関

ア　脳卒中治療において急性期脳卒中加算25件／年以上イ　急性心筋梗塞等に対する治療件数が60件／年以上ウ　高度のがん治療を専門に行っている施設のうち、急性期・高度急性期病棟を持つ医療機関エ　精神科救急医療体制整備事業における精神科救急医療施設に指定され、夜間・休日の措置入院及び緊急措置入院の対応を年間12件（月平均1件）以上行っている精神科医療機関オ 児童精神科を行う医療機関(9)　その他、公共性と不確実性が強く働くものとして、地域医療提供体制の確保のために必要な医療機関法令どおり法令どおり法令どおり |